

「GOOD LIFE フェア 2024」
展示会設営・運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務の趣旨・目的

本要領は、高松商工会議所が会員事業所に対する新たな販路開拓と顧客層の獲得、商品に対する消費者ニーズを把握することを目的に、展示会出展事業を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により優れた提案及び能力を有し最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 「GOOD LIFE フェア 2024」展示会設営・運営業務
- (2) 業務内容 別紙「GOOD LIFE フェア 2024」展示会設営・運営業務仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和6年11月29日まで
- (4) 上限額 1,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 高松商工会議所の会員または特別会員である者、あるいはその加入資格があり、応募時に各会議所が定める会員（特別会員）入会申込の手続きを行って加入意思を示す者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でない者。また、暴力団の構成員と社会的に非難されるべき関係を有する者でない者。
- (4) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (5) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒760-8515 高松市番町二丁目2番2号
高松商工会議所 事業推進部 経営支援2課
電話 087-825-3505 E-mail sien@takacci.or.jp

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間：令和6年6月28日～令和6年7月17日

イ 配布場所

高松商工会議所 ホームページからダウンロード可

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：

参加表明書（様式1） 令和6年6月28日～令和6年7月8日

企画提案書・価格提案書 令和6年6月28日～令和6年7月17日

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送

※持参受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く。8時30分から17時15分まで

※郵送の場合は書留郵便必着とする。

5 質疑・回答

(1) 受付期間：令和6年6月28日～令和6年7月5日17時15分必着

(2) 質疑方法：電子メールにより、4(1)に提出すること。

(3) 提出物：質問及び回答書（様式2）

(4) 回答日時：令和6年7月10日

6 応募書類

(1) 提出書類

企画提案書、価格提案書及び参加表明書

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案「GOOD LIFE フェア 2024」展示会設営・運営業務仕様書のとおり。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。なお、提案者等、著作権は契約後に委託金の支払いをもって当所に譲渡する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 評価方法等

(1) 評価基準

評価基準（別紙）のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する場合がある。時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

参加表明書の提出の後に、企画提案書及び価格提案書を提出していただき、評価基準に基づいて評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が 60 点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が 2 (4) の上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

審査選定の結果については、8月中旬頃、応募者全員に文書で通知するものとし、審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けないこととする。

なお、受託候補者として選定した者であっても、契約手続が完了するまでは、当所との契約関係は生じない。

9 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と高松商工会議所との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、精算払とする。
- (3) 著作権は委託者に譲渡する。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加表明書（様式1）の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書（様式1）を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、当所から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書（様式1）を提出した後、当所が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 個人情報の収集や利用、管理については「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び「高松商工会議所 個人情報保護内規」（平成17年4月1日制定）に則り、適正に個人情報を取り扱うものとする。